

令和5年第4回
久御山町教育委員会定例会
議事録

令和5年 第4回久御山町教育委員会定例会 議事録

1. 招集年月日 令和5年4月20日
2. 招集の場所 久御山町役場会議室23
3. 開 会 令和5年4月20日 午前10時開会 宣告
4. 出席委員 内 田 智 子
寺 井 恵太郎
豊 田 美 幸
阿 部 拓 児
田 口 賀 彦
5. 職務のため出席した者の職氏名
教 育 次 長 中 務 一 弘
学 校 教 育 課 長 前 山 雅 宏
生 涯 学 習 応 援 課 長 星 野 佳 史
書 記 迫 畑 美 沙

6. 付議案件

- 議案第10号 御牧小学校学校運営協議会委員の任命について
- 議案第11号 佐山小学校学校運営協議会委員の任命について
- 議案第12号 東角小学校学校運営協議会委員の任命について
- 議案第13号 久御山中学校学校運営協議会委員の任命について
- 議案第14号 こども園評議員の委嘱について
- 議案第15号 社会教育委員の委嘱について
- 議案第16号 文化財保護審議会委員の委嘱について

7. 会議の経過

午前10時 開会

○内田教育長 それでは、ただいまから令和5年第4回久御山町教育委員会定例会を開催いたします。前回、第3回の議事録でございますが、本日までに作成できなかったため、次回の定例会にて本日の議事録と併せて承認をいただきたいと思いますので、御了承のほどよろしく申し上げます。

○委員全員 はい。

○内田教育長 次に報告でございます。令和5年度人事異動にともない、3月31日に退職辞令、4月3日に異動にともなう辞令交付を行いました。現在、新たな体制のもと、各園小中学校とも、順調にスタートを切っております。委員の皆様方には、こども園の

入園式、小中学校の入学式につきましては、御臨席いただきましてありがとうございました。令和5年度の園学校生活における変更点といたしましては4月1日以降「文部科学省 新しい生活様式」に基づき教育活動を行っていることです。マスク着用については個人の意思に任されることとなり、朝の検温表の提出、給食、合唱をはじめ様々な教育活動制限も緩和されています。また、こども園職員についてですが、準備が整い次第、乳児担当者が室内でフェイスガードを着用する以外は原則マスクを外して勤務を行います。なお、5月8日に5類へ移行されることにより、出席停止期間などの変更が行われる予定ですので、方針が出されましたら対応をして参ります。次に会議出席の報告です。4月14日に京都府内教育長会議ならびに京都府公立学校長、園長会議に出席いたしました。京都府教育委員会においては、今年度より「学びのパスポート」が本格実施となります。そのため、学力診断テストは今年度よりタブレットによる解答となり、経年の学力、非認知能力の伸びや様々な角度からの分析、分析後の復習が可能となります。また、4月18日に全国学習状況調査が小学校6年生、中学校3年生を対象に実施されました。中学校においては4年ぶりに英語の状況調査が実施されました。今回はオンラインによるスピーキング調査が行われます。また、質問紙調査については小中ともタブレットにて解答しています。次に中学校の部活動地域移行についてですが、中学校の部活動地域移行について、新年度すぐに地域移行を進めるということではなく、今後できる部から徐々に進めていくという方向性を保護者へお示しいたしました。また、学校施設等長寿命化計画案ができあがりしましたので、後ほど担当より御報告させていただきます。以上報告とさせていただきます。それでは議事に移ります。議案第10号御牧小学校学校運営協議会委員の任命についてを議題とします。事務局より説明を求めます。

○前山学校教育課長 失礼いたします。学校運営協議会については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5に基づき、学校の運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する機関として設置に努めるものでございます。委員の任免の手續及び任期、学校運営協議会の議事の手續その他学校運営協議会の運営に関しその必要な事項については「久御山町立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則」に定めているところでございます。当該規則第5条で「委員」について規定しており、協議会の委員は15名以内とし、地域の住民、保護者、学校の運営に資する活動を行う者、学識経験者、学校関係者、その他教育委員会が適当と認める者のうちから、教育委員会が任命することとしていることから、このたび議案として上程するものです。なお、本町の学校運営協議会委員の任期は1年となっております。次のページをお開きください。御牧小学校学校運営協議会の新体制の案でございますが、昨年度から1名減の13名の推薦がございました。新任の方は、8番岡本さん、9番馬場崎さん、12番岸さん、13番長谷川さんとなります。岡本さん、馬場崎さんにつきましては、PTAの方、岸さんは見守り活動等お世話になっている方、長谷川さんは、社会教育委員としてもお世話になっ

ている方で、学校に対して御意見をいただける方でございます。以上、御説明とさせていただきます。

○内田教育長 説明が終わりました。質疑はございませんか。それでは議案第 10 号を採決いたします。御異議ございませんか。

○委員全員 はい。

○内田教育長 議案第 10 号につきましては可決いたしました。議案第 11 号佐山小学校学校運営協議会委員の任命についてを議題といたします。事務局より説明を求めます。

○前山学校教育課長 それでは先ほどの議案第 10 号同様、佐山小学校の学校運営協議会委員の任命についてです。次ページの方をご覧ください。佐山小学校学校運営協議会の新体制の案ですが、昨年度から 1 名減の 14 名の推薦がございました。新任の方は、3 番南さん、5 番樋口さん、13 番鳥本さん、14 番渡辺さんです。鳥本さん、渡辺さんは PTA の方、南さんは校区青少協の会長をしていただいている、樋口さんは保護司の方で、学校に対して御意見をいただける方でございます。以上、御説明とさせていただきます。

○内田教育長 それでは、議案第 11 号を採決させていただきます。御異議ございませんか。

○委員全員 はい。

○内田教育長 ないようでありますので議案第 11 号については可決いたしました。続きまして、議案第 12 号東角小学校学校運営協議会委員の任命についてを議題といたします。事務局より説明を求めます。

○前山学校教育課長 次に東角小学校学校運営協議会委員の任命についてです。次ページをお開きください。東角小学校学校運営協議会の新体制の案でございますが、昨年度途中から拡充され 15 名の推薦がありました。4 番中田さん、13 番木村さん、14 番小山さん、15 番魚谷さんです。木村さん、小山さんは PTA の方、魚谷さんはこども園 PTA の方、中田さんは主任児童民生委員の方で、学校に対して御意見をいただける方でございます。以上、御説明とさせていただきます。

○内田教育長 4 名の方が変わられるとのこと。質疑ございませんか。それでは、議案第 12 号を採決いたします。御異議はございませんか。

○委員全員 はい。

○内田教育長 ないようですので、議案第 12 号については可決いたしました。続きまして、議案第 13 号久御山中学校学校運営協議会委員の任命についてを議題といたします。事務局より説明を求めます。

○前山学校教育課長 次に久御山中学校学校運営協議会の新体制につきましては、10 名の推薦の提出がございました。新任の方は 3 番の田井さん、10 番の松村さんです。田井さんは地域、学校のことを熟知されている方、松村さんは PTA の方で、いずれも学

校に対して御意見をいただける方でございます。以上、御説明とさせていただきます。

○内田教育長 新たに2名の方がということですが、質疑ございませんか。それでは、議案第13号を採決いたします。御異議はございませんか。

○委員全員 はい。

○内田教育長 ないようですので、議案第13号については可決いたしました。続きまして、議案第14号こども園評議員の委嘱についてを議題といたします。事務局より説明を求めます。

○前山学校教育課長 次にこども園評議員の委嘱についてです。こども園評議員については久御山町立認定こども園運営規則に基づき、こども園運営に関して御意見をいただくため、教育委員会の承認を得て設置しているものです。当該規則第13条で評議員について規定しており、定員については5名以内となっており、当該こども園職員以外の者で教育・保育に関する理解及び見識を有する者のうちから、こども園長の推薦により教育委員会が委嘱するため、このたび議案として御意見を求めるものです。次ページの方をお開きください。こども園評議員の新体制ですが、ご覧のとおり推薦の提出がありました。みまきこども園の岸さんですが、元佐山保育所長です。さやまこども園が前年度3名であったところが2名となっており、2名とも変わっております。内座さんが元さやまこども園長、村山さんが前保護者会役員の方、とうずみこども園の清野さんが元保護者会役員の方となっております。以上、御説明とさせていただきます。

○内田教育長 説明が終わりました。御質問はありますか。それでは、議案第14号を採決いたします。御異議はございませんか。

○委員全員 はい。

○内田教育長 ないようですので、議案第14号については可決いたしました。続きまして、議案第15号社会教育委員の委嘱についてを議題といたします。事務局より説明を求めます。

○星野生涯学習応援課長 失礼いたします。社会教育委員の委嘱についてですが、社会教育法第15条の第2号の規程に基づきまして、久御山町社会教育委員の定数等に関する条例により委嘱をするものでございます。一枚めくっていただきまして、名簿をつけさせていただいておりますが、新しい方は下のお二人ということで、内山淳子様と小原睦代様でございます。内山様につきましては文教大学の非常勤講師、小原様は久御山中学校の非常勤講師で町内在住の方ということで、委嘱をさせていただきたいと思っております。任期につきましては令和5年4月1日から令和7年3月31日までの2年間。第1回会議を4月28日に予定しております。委員長の御前で委嘱させていただきたいと思っております。以上、御説明とさせていただきます。

○内田教育長 説明が終わりました。御質問はありますか。それでは、議案第15号を採決いたします。御異議はございませんか。

○委員全員 はい。

○内田教育長 ないようですので、議案第 15 号については可決いたしました。続きまして、議案第 16 号文化財保護審議会委員の委嘱についてを議題といたします。事務局より説明を求めます。

○星野生涯学習応援課長 文化財保護審議会委員の委嘱についてでございますが、文化財保護条例第 47 条第 2 項に基づき委嘱するものでございます。大元の法律としましては、地方自治法第 138 条の 4 にございます、附属機関として審議会を置くことができるという規程に基づき、この条例に基づいての委嘱となります。全員再任ということでメンバーに変更はありません。2 年間の委嘱をさせていただきたいと思っております。第 1 回会議を 6 月頃を予定しております。以上、御説明とさせていただきます。

○内田教育長 説明が終わりました。御質問はありませんか。それでは、議案第 16 号を採決いたします。御異議はございませんか。

○委員全員 はい。

○内田教育長 ないようですので、議案第 16 号は可決いたしました。本日の議案は以上でございます。よって本日の定例会を閉会といたします。

午前 10 時 25 分 終了